

第二十八回 参議院文教委員會會議錄第十三号

昭和三十三年三月三十一日(月曜日)午前十時二十四分開会

文部省大学 緒方 信一君
学術局長
常任委員 工業 英司君
會専門員

委員の異動

本日委員高野一夫君及び矢嶋三義君辭任につき、その補欠として大野木秀次郎君及び秋山長造君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 湯山 勇君
理事 野本 昂吉君
吉江 勝保君
竹中 勝男君
常岡 一郎君

委員

大谷 賢雄君
大野木秀次郎君
川村 松助君
下條 康麿君
林田 正治君
林屋亀次郎君
松岡 平市君
三浦 義男君
秋山 長造君
高田なほ子君
松永 忠二君
大和 与一君
吉田 法晴君
加賀山之雄君

國務大臣 松永 東君
文部大臣 齋藤 正君
政府委員 文部大臣官房 齋藤 正君
總務参事官

事務局制
本日の會議に付した案件
○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(湯山勇君) これより文教委員會を開会いたします。
委員の異動について報告いたします。

本日高野一夫君及び矢嶋三義君が辭任され、補欠として大野木秀次郎君及び秋山長造君が選任されました。

○委員長(湯山勇君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

速記をとめて下さい。
(速記中止)

○委員長(湯山勇君) 速記を始めて下さい。
質疑のある方は順次御発言願います。

○秋山長造君 若干大臣へまずお尋ねしたいのですが、大体この国立学校設置法の一部を改正する法律案は、この間参議院へ回ってきたばかりで、きょう初めて審議するわけですが、先般衆議院の方で、四月一日施行という、この施行日が間近に迫つておるといふことで、まあ非常にうろたえられて、それで、やいのやいのと言つて、私ども出し抜けにどうもえらいハッパをかけられて、きょう特に定例日でもないのに、特別に委員會を設けて、どうでもきょうでもきょうの本會議に間に合さなければいかぬといううろたえ、非常にとりま、火のついたやうな急ぎ立て方で、いささか面くらつておるのですが、大体二日や三日、四月に食い込んだからといって、實際それほど実害があるとは思えないのですがね。ほかの設置法等の例から考えましてもね。やはり大学の問題というのは、今まであまりこの委員會でも、十分に審議を尽くす余裕がないままに來ておるわけですから、こつちの機会に、やはり大学の制度の問題、財政の問題、いろいろ当面の問題を私どもとしては徹底的に審議をし、また、大臣の御意向、御意見も十分承る余裕がほしいと思つておつたのですけれども、やはりその方が、ほんとうに國會の審議を慎重に、きょう趣旨から言つても適当じゃないか。現に、大臣の提案説明にも、最後に、何とぞ十分御審議の上と、(笑聲)十分御審議してくれと、こつちおつちやつておるのに、やいのやいのと言つて、きょうすぐやつて、すぐ上げるといふやうなことは、私は、大臣の御本意じゃないじやないかと思つたのですが、その辺いかがですか。

○國務大臣(松永東君) 御説まことに、きょうもごさいます、実は、これはもう、あなたの方が私より与党だから、(笑聲)よく御承知の通りで、つまり學部を新設するとか何とかいう問題なんです。その學部は、御承知の通り、四月一日から開始と、こつち

ことに、學部のいろいろな學制がそろつてゐる。だから、御承知の通り、四月の一日が新學期の初日と、こつち合せていふことで、焦燥しておるわけなんです。ところが、私の方では、決してこれは責任のなすり合ひをするわけでも何でもないのですが、二月の三日に提案しておるわけでありまして、その間は相當あつたのじゃないかと思つたのですがね。しかし、この國會の広範にわたるいろいろな取扱い方ですから、こつちこつちで來てしまつたもんじやと思つたのです。だがしかし、大体すべてのこつちした問題については、御研究も進んでおるし、御承知のことですから、できまゝならば、今の新學年に間に合ふやうに、制度の初日から実施できるやうに一つやりたいといふふうに考へておるわけなんです。御無理であつても、そこら辺は一つ御了承の上、御審議、御決議をお願いしたいと思います。

○秋山長造君 そすると、これはもう、きょう中に通すためには、十分御審議の上といふことは引つ込められるわけですか。

○國務大臣(松永東君) 大体御審議は、もうちよつとお会ひになつて皆さんがおやり下されば、御審議は済むのではなからうかと思つたほどの問題だと思つたのです。

○秋山長造君 それで、実は大学の設置だとか、その他大學關係の問題については、これは、大學設置審議會にはかられることになつてゐるわけですね。で、この点は、もう大臣としては、常に、大學關係の問題については、大學設置審議會へはかられて、その決議の線に沿つて事を運んでいくという方針は、一貫してとつておられるわけですか。

○國務大臣(松永東君) 御説の通り、それは一貫します。そうして、すでに審議會にかけておるわけでございます。ですから、その点は支障ないと思ひます。

○秋山長造君 ただ、私非常にどうもおかしな感じを持つのは、今度の法律に入つてゐる大學院だとか、その他の問題については、三月十八日の大學設置審議會でやつと答申が出ておるのです。ところが、この法案が提出されたのは二月の三日ですか。だから、大學設置審議會が答申も審議もしないやうに、文部省の方では、ちやんとこつちやつて、この法案を出して、もう既定の事実としてやつておられるのです。ね。二月三日に文部省では方針を決定して、ちやんと法案を作つて、國會にかけておられて、その審議しておつた答申は、三月十八日に答申がやつと出る、こつちうことになると、この設置審議會の答申を待つてそうして事を運ぶといふたいたいまの大臣の言明とは全くこれはあべこべで、この答申もくそもない。文部省でさつさと、二月の初めには設置するのだと決定して、法案

を国会に提出しておられる。そうすると、大学設置審議会に諮るとか、答申を待つとかいうようなことは、全然無意味だと思ふのですが、それはどうでしょうね。

○国務大臣(松永東君) それは、今、局長からそのいきさつは詳しく、何日かこうじゃったというのを申し上げると思ひますが、私の聞いている範囲では、つまり審議会は決しておつたんです。決しておつたけれども、書面ができてきたのが三月十八日で、その前に、審議会の決議は大体もうすべででき上つておつたというふうに承つておられます。従つて、二月の三日のこちらに提案するときには、すでに審議会の決議ははっきり判明しておつたというふうに私は聞いております。政府委員から御説明申し上げます。

○政府委員(緒方信一君) 大臣から申し上げましたように、国立学校設置につきましても、これは、事実上大学設置審議会の議を経しております。認可いたしますのでは、これは、学校教育法の第四条によるわけでありまして、これも、これは国立大学につきましても規定でございますけれども、しかし、国立大学につきましても同じようなプロセスでいきたいというふうに、事実上大学設置審議会にかけておるわけでありまして、そしてその答申によつて事を運ぶという方針を実はとつてきております。提案いたしましたのは二月三日でございますけれども、もしも大学設置審議会におきまして異議がございしたならば、提案の後でも、われわれといたしましては、修正でもしなきゃならぬと思ふわけでございますけれども、しかし、大学設置基準等私どもの

方で十分勘案いたしましたして、そして作っておりますが、その国会の御審議を願ひ取りの關係から申しまして、今、今設置審議会の答申が形式的にも十分でき上つてしまつたあとから提案するものでは、おそくなりまして、毎度のことでございまして、その前に、事実上は提案の運びをいたしておるような次第であります。そして事実上大学設置審議会におきましても異議のない答申が出ておりますので、このまま御審議を願ひまして、法律としてお通しをいたしたい、か

○秋山長造君 今度の場合は、なるほど正式に答申が出たのがおくれにはおるけれども、同じような答申で、結局結論は同じだからつじつまが合うわけですけれども、しかし、大体大学設置審議会という制度を設けて、そしてあくまでその答申を尊重してやられるという方針である以上は、やはりかりに実質的にどうかといつたところ、やはりこの大学設置審議会の結論というものは、答申がもう確定的な結論なんです。だから、その途中で、審議の過程において、大体見通しがどうかからこうだからというようなことは、ただとつてつた理屈であつて、それならそれで、実質的な審議はすでに二月の三日までに終つておつたといふならば、大学審議会は、年にもべんし開いてはならぬといふものでもないと思ふのです。だから、当然この大学設置審議会の結論がすでに出

ておるといふならば、この法案提出前に答申をしてもらつて、そしてその上で法律案を出されるということが、私は事の順序だと思ふのです。

それからまた、今度の場合は、大学設置審議会の答申が同じ結論が出たからいいやうなものですけれども、ただいま局長の御答弁によりまして、もし別な結論があとから出た場合には、またそのとき考え直さなきゃならぬといふお話があつた。しかし、今度の場合は、すでに衆議院にかかつて、衆議院で可決したのが三月の十四日です。それから、衆議院まで可決した後に、そして四月におかれて、三月の十八日に大学設置審議会から出た答申が、もし万一これと違つた結論が出ておつた

とすれば、そういう場合にはどういふ扱いをするか、本案を撤回するといふわけにいかぬでせう、衆議院を通つておれば……。一体その場合には、どういふ処置をとられるのか。

○政府委員(緒方信一君) まあ今度の場合には、結果的に申しまして、答申も、原案通りに認めて答申が出ておりますから、支障ないわけでありまして、けれども、お説のように、大学設置審議会の審議と法案の提案といふものにつきましまして、十分今後考えなければならぬと思ひます。そうするためには、設置審議会の審議の日取りを繰り上げてやらなければならぬといふことに相なりますけれども、ただ、御承知のように、予算がきまりますのがどうして年内一ぱいばかりです。一月の初めになつて確定したのが例でございまして、その予算がきまりませんと、正式にまた設置審議会を審議してもらう手順も非常にむずかしいのでありまして、ところが、一方学校の問題でございまして、先ほど大臣から話がありましたように、四月一日から発足しなければならぬのが原則になります

ので、そこに非常に日取りの關係が苦しいことになります。従ひまして、従来もこういふふうなことで御審議を願つてきておるわけでございますけれども、今後は、設置審議会の審議の期間をなるべく繰り上げるというやうな配慮をいたすべきだと思ひます。今度のことにつきましては、この通りの結論でございまして、もし間違つたらどうするといふお話でございますけれども、私も、法律的にはちよつと検討いたしておりましたので、よろしくお願いいたします。

○秋山長造君 よろしく願ひしますと言われても、これはそういうわけにいきませんよ。これはやつぱり、大学設置審議会という制度があるのですからね。あるのですから、やはり答申が、文部省の方針が決定して二カ月もおくられて、あとから答申が出て、答申を待つて文部省がやるのが順序だといふ方針でありながら、今度の場合はまさに逆に、文部省の方から先にきめて、法律までできてしまつて、あとから設置審議会がその文部省の結論にあわせて答申を出したような格好になつてゐるのです。それだつたら、大学設置審議会などといふものは全くだぶの飾りで、ただ、文部省が独断でやつたのだといふことを言わせぬために、ただ粉飾として、アクセサリーとして、設置審議会が作られておるといふにすぎないと思ふのです。今局長は、それにしても、予算がきまつた上ではなければ、設置審議会に諮るといふこともちよつと事実上むずかしいといふ話だつた。そうすると、予算は一月の十八日か十九日にきまつたでし

ょう。それから後に諮問をされたわけですね。それで一体何です。二月三日本案提出まで、予算がきまつて本案提出までの間に、設置審議会といふのは会を開いたのですか、どうですか、会合を……。 ○政府委員(緒方信一君) 設置審議会は、会合を開いております。

○秋山長造君 いろいろ……。 ○政府委員(緒方信一君) これは、主として設置審議会に法律上かけなければならぬ問題は、公立大学についてであります。先ほどちよつと申し上げましたような学校教育法の第四条で、文部大臣が認可しなければならぬ。認可するには、学校教育法の六十条に、大学設置審議会に諮問しなければならぬ、こういうことになつてゐるわけでありまして、そこで、国立大学につきましても、内容的に十分検討いたしたために、事実上これは大学設置審議会にかけられておられますけれども、法律的に申しますと、これは、国が設置する学校でございますから、その答申がなければ設置できないという關係には相ならぬと存じます。しかしこれは、従来の慣行といつたとしても、国立大学につきましても、同じように諮問いたしまして、内容的に十分そこで検討して、答申をしてもらうという方針をとつてきてゐるわけでございます。法律的な關係から申しますと、これがどうしても答申が出たあとでなければ法律が提案できないという性質のものではないと思ひます。

○秋山長造君 それは、法律上の義務があるといふことは、どこにも書いてないのですから、それは、おつしやる通り、かけてもかけぬでもいいじゃないかといふことは、それは、法律論

としては言えるかもしれませんが。言えるかも知れぬけれども、しかし、この設置審議会を設けた趣旨は、法律で義務づけられておるおらぬは別として、とにかく大学の問題については、一応大学設置審議会にかけて、そうしてその答申を尊重して、文部省の方針をきめていくという建前であり、方針であるわけです。そのことは、今文部大臣もおっしゃったわけです。私も何もそれがないと思うのです。にもかかわらず、やはり都合のいいときにはかけて、その答申を待ってやる、それから、都合の悪いときには、これを無視してやるということでは、これはあまりにも、文部省のやり方としては、私は一貫しないのじゃないかというように思うのです。現に今度の国会に出ている学校教育法の一部改正案の第四案にも、今度は、大学設置審議会に諮問するということ義務づけられておるわけですね、大学制度については、そういうところから見まして、文部省として、大学の制度の問題は、設置審議会の議を経て事を運ぶということが、やはり法律的にもいいのだということをお認めになった上で、こういう改正案が出ておるのだと思うのです。だから、いずれにしても、理屈はどうでもつくだろうと思うけれども、ちよつと体裁としても私はそこにおかしなものであると思うのです。二月の三日にすでに文部省の方針をきめて出しておい

が、これがあるべき姿だとは私は思えぬ。文部大臣どうですか。

○國務大臣(松永東君) これは秋山さんの言い通りです。体裁がよろしくないのです。体裁はよろしくないが、実を言うと、二月の三日ですか、この提案をするときには、すでに審議会の意向は確かめてある。審議会は支障なしというふうな、大体意向はきまつておつたと承つております。ただ、御承知の通り、審議会の決定書は、それはうつとおくれて出ましたけれども、しかしながら、それが絶対必要条件ではないからというので、文部省としては提案をしたというふうな次第なんです。ですから、形式の上では御説の通りです。それは、審議会の答申をちゃんと添付して、そうして審議会もこういふ意見だからということを書いて出すことが望ましいことですから、審議会の書類添付は絶対必要条件じゃないものだから、それで便宜上、大體審議会の意向も確かめて、反対がないということになつておるものですか、そこで提案したということなんです。すけれども、以後は、そういう形式上の点も完備するように、一つ注意したいと存じておる次第であります。

○秋山長造君 大臣がそこまでおっしゃれば、その点はあまりしつこくも申しませんが、ただ、局長にお尋ねするのですけれども、一体この審議会に今度の問題を諮問されたのがいつであつて、そうして二月の三日に法案提出されるまでに、一何回会議が開かれたのか、お尋ねしてみたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 今すぐ調べて申し上げます。

○秋山長造君 それから、今度の短期

大学ですね。従来国立の短期大学というのは、全部国立大学に併設されたものばかりだつたと思うのですが、今度は独立した短期大学ができるわけですね。で、この独立した短期大学が設置されるという、何か特別な理由があるのかどうかということ、それから、今度学校教育法の一部改正案で、専科大学というものが新しく出てくるわけですが、一体久留米の短大と、今度の学校教育法の一部改正で出てくる専科大学というものはどういふ関係になるか、その二点についてお尋ねしたい。

○政府委員(緒方信一君) 短期大学を

独立の学校として設置する理由でござ

いますけれども、これは、具体的に申し

まして、久留米に工業の短期大学を作

るといふことでございす。工業技術

者が足りない、特に中級の技術者の養

成が必要だ、こういうことが産業界か

らも強く言われているわけございま

す。そこで、久留米市は工業地帯の中

心でもありまして、それからもう一

つ、御承知でございまして、以前

久留米に工業専門学校がございまし

た。これが戦後の教育改革で、一時九

州大学の分校として使用されたわけで

ありますけれども、現在その分校も福

岡市の九大の方に移つておまして、

現在施設、設備が、以前の工業専門学

校のときのまま残つておるわけであり

ます。こういういわば遊休の施設、設

備を利用いたしまして、そうして中級

の工業技術者を養成するといふこと

は、時代の要請に沿うのじゃないかと

いうことからいたしまして、この久留

米工業短期大学を設置したいと考える

わけでございます。そこで従来は、今

お話のございましたように、国立の短期大学は、勤労青年のための教育機関といたしまして、夜間の教育をして参りました。が、今度のものは昼間の教育でございす。しかし、独立した学校にいたしたいといふことであります。が、夜間の教育は、これはまた、勤労青年の再教育の意味で必要でございすけれども、今私が申しましたように、中級の技術者を要する、その要請にこたえるためには、やはり新しく昼間で教育をし、養成をしていく必要があるわけでございますので、従つて、このたびこういう新しい独立の短期大学を作るといふことにいたしました次第であります。

それからもう一つ、次のお尋ねであ

りますが、短期大学制度の改善の問題

に關連いたしまして、新しく専科大学

の制度を作りたいといふことで、学校

教育法の一部改正の法律案をすでに国

会に提出いたしております。これは、

従来の短期大学が暫定の制度で今日ま

で参つておられますが、これを恒久的な

制度にしたいといふ要望が各方面から

ございす。それからまた、その内容

につきましても、非常に中途半端な内

容だから、これを十分充実した学校制

度にすべきだといふ声もございまし

て、文部省といたしましては、相当長

い間検討を続け、あるいは中央教育審

議会にも諮問をいたしたりしまして、

検討を続けてきたわけでございます

が、中教審の答申等もすでに出ており

ます。その線に沿つて、専科大学とい

うものを作つていきたい、かように考

へまして、改正法を出しております。

これは制度の問題であり、久留米に工

業短期大学を作るといふことは、具体

的にこの学校を作るといふ問題でございすので、国立学校設置法の中に規定することにいたしております。あと

の専科大学といふものは、学校制度の

問題でございまして、学校教育法を一

部改正して、これから国会の御審議を

いたさう、かようなことに相なるわけ

でございまして、全然二つの別な法律

で、別個に御審議をいたさう問題だと

考えております。

○秋山長造君 短期大学は、暫定的な

制度だといふことをおっしゃつたので

すがね。それは、学校教育法のどこに

書いてあるのですか、暫定的なんであ

るといふことは。

○政府委員(緒方信一君) 学校教育法

の百九条をこらん願ひますと、「大学

の修業年限は、当分の間、第五十五条

第一項の規定にかかわらず、これは

まあ四年制といふことでございす。

修業年限が四年だといふ規定でござい

ます。「にかかわらず、文部大臣の認

可を受けて、二年又は三年とするこ

とができる。」「前項の大学は、短期大

学と称する。」「こうなつておりま

す。まあ大学だけでも、当分の間二年

または三年にしたいと、こういう規定

でございす。

○秋山長造君 「当分の間」といふの

が暫定的な制度だから、今度それを恒

久的な制度にして、専科大学といふも

ことは、今後の問題に待ちたいというのが文部省の態度ではないですか。そこをばつかりおつしやつていただきたい。

○政府委員(緒方信一君) 繰り返して申し上げておきますように、現在は専科大学制度はございませんから、短期大学を設置するということは、これは間違いございません。ただ、将来の問題として、専科大学制度が十分国会でも御審議を願つて、その制度でよろしいということになりました場合、そういう制度ができましたならば、その際文部省としても十分検討して、転換し得るならば転換させる、こういうことにならうかと存じます。それは私、私見を申し上げますならば、現在専科大学制度の法律案というものを提案いたしておりますように、一貫した、高等学校教育に相当する部分から一貫して、五年間教育をしていくというところが、やはり充実した技術者を作る道であらうと存じます。しかしこれは、まだそういう制度はございませんので、今からそれを公式に申し上げることはできないことであると存じます。

○吉田法晴君 まあ公式にできてもできなくても、意図のあることは、大体今のあなたの答弁に出たのですが、この国立学校設置法の一部改正案によつて久留米工業短期大学ができる。それから、予算の計上もあるのですが、計画は短期大学を作るという計画、予算だけで、あの点はないのですか。

○政府委員(緒方信一君) 三十三年度は、ここにしておりますけれども、短期大学としての予算措置だけでございます。

○高田なほ子君 関連して……御説

明がちょっと了解できないのですが、この短期大学設置基準の中に、「短期大学は、一般教育との密接な関連において、職業に必須な専門教育を授ける完成教育機関であり、同時に大学教育の普及と成人教育の充実を目ざす新しい使命をもつものであるが、他面四年制大学との連けの役割をも果たすることができ、」というふうな書き方であるのですが、今度は、短大は暫定だが、専科大学の恒久的な形に改めるという御説明がありましたが、短大でも「職業に必須な専門教育を授ける完成教育機関」であるというふうな書き方であるわけですが、どういふふうなこの専科大学というものに改めていくのか、内容がどういふふうな連なりなのか、そこらをついでに説明していただけないか。

○政府委員(緒方信一君) 今おっしゃったことは、それは、学校教育法の改正の内容の問題でございますが、専科大学制度の問題でございますから、私どもは、改正の趣旨としましては、こう考えております。

従来の短期大学制度は、これは大学であるけれども、修業年限だけは特別に二年または三年にすることができ、これはしかも当分の間という、こういうことで出されている制度でございます。実際に二百七十からの短期大学ができております。しかし、いろいろな批判の起つております点は、要するに、大学といつても、修業年限が半分である。目的は大学の目的を掲げておる。つまり学術の中心として広く知識を授けるといふようなことを掲げております。しかし、二年でございますから、これは、実態としては中途半端にならざるを得ない。いわばどっち

つかずの性格というものが今の短期大学制度であらうと考えます。しかしだ、高田委員の御指摘のように、実際の短期大学設置基準にいたしましては、その性格はなるべく職業的な専門教育をやる方に持つていくべきだ、こういうことは設置基準にもすでに書いてあります。その方向になるべく持つていくようには実上努力しておりますけれども、制度としては、先ほど申し上げたように、学校教育法百九条で大学だ、こういうことになっておりますので、目的も、学術の中心としての規定がそのまま適用になっておるといふことでありますので、そこをまず改めていきたい。学校の目的、性格をはつきり職業的なものあるいはまた実際生活の能力というふうなものを養成するための学校だということをはつきり規定していきなさい。そこで、実際に治りような性格、名実ともにそういうふうなものにしていきなさいという考え方でございませう。

そこでお、教育の内容につきましても、今申し上げますように、実際の教育の内容につきましても、一般の大学と同じ目的のものとして立て方でありまして、先ほど申しましたように、中途半端なものでありますから、教育課程等をはつきり職業的な専門教育あるいは実際生活における実的な能力を養う、そういう目的のもとに今再編成していくというのを考えております。

それからもう一つは、特に工業技術者等の場合に当たりますけれども、長い間——長い間と申しますけれども、短期間でなくて、中学校を卒業したあと、現在の高等学校の課程と短期大学の課程と合せて五年の制度をというふうなものができるならば、これは、一貫して充実した技術教育ができますけれども、こういう制度もこの短期大学制度の中に開いていく、一般的には、専科大学の修業年限は二年ないし三年でありますけれども、必要のある場合には、高等学校の課程と合せて、五年あるいは六年の制度ができる、こういうふうにしていきなさいというのが、専科大学の今考えております改正の要点でございます。

○高田なほ子君 もう一問。ただいまの御説明ですが、短期大学の方は、やや専門の部面が狭いから、もう少しこれを広めるために専科大学を置いていくというふうな御説明だと思つておりますが、私は、現在の短期大学でも、専攻部面の設置は、大体現在私どもの住んでいる社会の中で職業分野として適切なものが含まれておると思つております。商学、文学、語学、図書館学、経済学、理学、工学、農学、水産学、家政、それから教育、体育、社会事業、厚生、芸術、新聞、その他、学科または専攻部門として適当な規模内容があると認められたものとするというふうな、実社会の必要に応じて、これらの部門のほかに、まだ拡大する可能な道が短期大学に開かれておるのですが、さらに専科大学を新たに新設して、短大と専科大学との区別といひましようか、将来の道というものは、どうも御説明だけではわからない。だから、この専科大学にした場合に、現在の短期大学の専攻部門というものの設置を拡大していくつもりでいるのか、それとも、内容そのものが現在の学制にうんと深い関連を持つて改革しようとするのか、そこらに私は了解できないのです。

○政府委員(緒方信一君) 制度としての改正は、先ほどから申し上げておりますように、百九条のようなことでは、はつきりした制度ではありませんから、これをちゃんとした学校制度にしたいということが一つです。それから、内容的には、お話のように、短期大学は、いろいろなバラエティがありまして、いろいろな内容でございますけれども、しかし、四年制の大学と同じ目的を掲げておつたのでは、中途半端な内容にしかならぬ。独自の学校制度として、はつきりしたものを作っていく、職業あるいは実際生活の能力を養うという目的をはつきり立てて、それに応ずるような内容、そういうふうな内容のものにしていくということになります。御承知のように、短期大学卒業生の就職の問題等も思わしくなさい。これはやはり、教育がどうも中途半端なものになっているのじゃないかと思ひます。こういうのをなるべくさらに職業的に、実的なものにしていくというふうなことを持つておるわけでございます。

○秋山長造君 そうすると、来年の四月以降は、今までの短期大学は、専科大学に全部切りかえてしまふという方針なんですか。それとも、専科大学と短期大学との二本立のようなことになるのですか。

○政府委員(緒方信一君) 今出しておきます法律案は、現存する短期大学は当分の間存続するということになっております。新設は、これはいたしません。

○吉田法晴君 今のは何条ですか。

○政府委員(緒方信一君) 学校教育法の一部を改正する法律案をお持ちでございます。十五ページの「第九条第一項に次のただし書を加える。ただし、昭和三十三年三月三十一日までにその認可を受けた場合に限り。」というようにいたしております。

○秋山長造君 そうですと、専科大学という制度を設ける理由は、現在の短期大学というものはあくまで暫定的なものだから、これを恒久的な制度として専科大学に切りかえるのだ、こういう説明があつたのです。にもかかわらず、来年度、三十四年度以降においても、引き続き短期大学という制度は存続できるわけですね。そうすると、暫定的なものだから、恒久的なものに改めるのだということを一方ではいいながら、片一方では、今までの暫定的なものは依然としてそのまま残して置く、こういうことになるのです。そこらでどうもすっきりしないように思ふのですが、そうすると、三十四年度以降は、専科大学と短期大学という二本立になるのです。従つて、短期大学というものはもう暫定的な制度だとか、当分の間だとかいうような言葉を取つて、もうはつきり恒久的な制度として、専科大学と短期大学というものを認めたらどうですか。短期大学というものはあくまで暫定的という条件がつくならば、どちらかへはつきりされる方が、僕は筋が一貫してくるよう思ふのですが。

○政府委員(緒方信一君) これは、学校教育法の方の問題でございますけれども、制度論でございますが、現存します短期大学の数は、二百七十にも及ぶわけでございます。これを直ちに

全部専科大学に切りかえてしまふというところは、事実上困難であります。従ひまして、その現存しますものにつきましましては、当分の間、従来のまま存続することができるといふ制度にして提案いたしております。しかし、その間になるべく、専科大学制度ができましたならば、そつちの方に転換をはかつてもらふというところは、望ましいことだと考えております。ただ、先ほど言われましたように、専科大学制度と短期大学制度を、恒久的な学校制度として、二つ並び存するということは、ますます学校制度を複雑にいたしますから、私どもはとらなかつたわけでございます。

○吉田法晴君 文部省としては、短期大学は暫定的な制度である、それから専科大学という制度を新設する、短期大学は専科大学になるかどうかの選択は、当分の間にまかせる、こういうことは、どうも、そういう点は、教育制度審議会なり何なりを通じて確定をしようか、これは私は、あまり、不勉強で、十分知らぬのだけれども、文部省としては、中教審から答申を受け取つて、専科大学制度を新設したい、で、現行の短大が五カ年以内の全部専科大学に移行する、その専科大学は、高等学校と直結して、五六年制のものもあるという案を出したが、現在の短大の大部分が私立短大だが、その私立短大側からの強い意見もあつて、その文部省の方針が具体化しなかつた、こういうことのように思ふ。特にその中で、理工系については専科大学もかろうが、女子教育などは、絶対に現行のままで制度を考究すべきだという主張もある。これは、女子教育に

ついてやはり一つの見方だと思ふのですけれども、あるいは経済面その他からも、短大を全部やめてしまつて、専科大学一本にしろという意見でもなさそう、そうすると世論も、教育制度審議会なり何なりも、短大はもう全部専科大学に切りかえる、こういうことではなさそう、そこに意見の一致を見持を、それで行くのだと、こういうこととにきめかねてゐる現状だと思ふのですが、そうすると、法律案のあれからいふと、当分の間というのがいつまでかどうやら知らぬけれども、専科大学と、それから短期大学とが併置をされる、短期大学は全部専科大学になつて、短期大学は全部専科大学になつて、短期大学と専科大学と併置をされるというのが、学校教育法の一部改正法の私は精神じゃないかと思ふ。そうすると、短期大学なら短期大学は、もう三十三年度以降は新設は認めないのだと、こういうことにはならぬと思ふ。現に、いまのあれからいふと、久留米工業大学、それから大阪外語短期大学、こういうものが認められて作られる、法律案に出ておるものと、それから今説明をしておられる、これは、局長が文部省の気持を伺いたい。それは矛盾がありはしないか。そこに久留米短期大学というものが入つてくるものだから、さらに混乱をするのだけれども、そこはまあ、あとの方はいいが、気持とそれから出てきてゐる法律との間には違ひがある、矛盾があると思ふのです。が、どうですか。

○政府委員(緒方信一君) ただいま私は、国立学校設置法の方を中心にして申し上げておりますので、次の専科大学

学制度の問題として、学校教育法の改正案の御審議は、また十分これは御審議いたいただく機会があると存じますが、しかし、今のお話のように、国立学校設置法改正案として今提案しております内容は、短期大学制度は、制度としてこれからほとんど設置していくというところと、制度としてはいえるところと、一応廃止といふことはいえると思ひます。しかし、現存する短期大学を、暫定的な問題としてそのまま存続すると、こういう建前をとつております。それで、専科大学ができ、それから、従来の短期大学をそのまま存続するから、当分の間は、二つ並んでおるような形になります。しかし、新しくは認可いたしません。

○吉田法晴君 国立学校設置法の一部改正案を審議してゐるわけでありますが、学校教育法と関連があると思ふから質問をしてゐるのですが、今、学校教育法の一部改正案の中に現れておる精神はどうだといふお尋ねをしたところが、制度としては、短期大学といふものはなくなる、こゝろいろいろ御答弁、そんなら、久留米工業短期大学あるいは大阪外語短期大学、これは何です。これは短期大学じゃないか。短期大学を制度としてはなくなるという、この学校教育制度がどうしてこういう形になります。

○委員(湯山勇君) ちょっと局長に、私お尋ねしたいのですが、久留米の短期大学は、この学校教育法の一部改正法が通れば、専科にするか短期でいくかはそのあとで検討すると、しかし、この法律によれば、いまのただし書によれば、三十三年三月三十一日までにその認可を受けた場合以外は全部専科になる、こうなれば、久留米のは、三月三十一日までに認可を受けたものの中に入りませんから、そうすると、当然これは四月一日から発足したにしても、三十三年四月一日というところになるから、除外規定の中に入らないで、当然三十四年度、この学校教育法が改正になれば専科大学になると、自動的にならざるを得ないといふように、学校教育法の一部がもし成立すればなるのじゃないかといふように思ふのですが、その点どうですか。

○政府委員(緒方信一君) これは、三十三年一ぱいに認可を受けたものと申しますのは、私立大学について申しておるわけでございます。しかし、国立の短期大学につきましては、その後どうするかといふことは、国として十分検討していくことになると思ひますが、直ちにそれが専科大学になるといふふうには考えておりません。さらに、申し上げますと、さらに国立学校設置法で、国立の専科大学の設置というところは、国会の御審議を願わなければならぬと思つております。

○委員(湯山勇君) ちょっともう一つ。そうすると、専科にならぬのであつたら、この短大は廃止になるのじゃ

ありませんか。除外規定に該当しないのだから。

○政府委員(緒方信一君) たいだいま申し上げますように、これは、認可を受けたものについて申し上げておきますから、特に公立大学については、三十三年三月三十一日までに認可をいたすわけでございます。国立学校の設置は、これは別な問題になっております。

○委員長(湯山勇君) 今の問題はあとにしまして、大事な点ですけれども、この文章では、国立だろが公立だろが、とにかくこれ以外のものは、全部もう新たに設置法によってやらなければ廃止になるというふうに解釈するのが法文の上からは妥当じゃないか、こう思いますけれども、もう一ぺん、その点はいかがですか。

○政府委員(緒方信一君) 新しくは設置しないという気持でございます。新しくは設置をしない、あるいは新しくは認可をしないということでございます。現存するものは、当然の間そのまま存置せしめるということになっております。

○高田なほ子君 どうもはつきりしないのですが、現存するものはそのまま現存していく、あとは新しく設置しない、今御答弁がありました。それから、さっきの御答弁は、今二百七十の短大がある。この短大を全部専科大学にわかに変えていくことはできないので、漸次切りかえていくというようにもとれるのですが、短大を専大にきりかえていくと、そういうふうに了承していいんですか。

○政府委員(緒方信一君) 私立の短期大学につきましては、これは、国が切

りかえていくというわけには参りませんので、それは、漸次指導はいたしたいと存じますけれども、私立の短期大学のおおの判断によって転換していくことを私どもは期待をしております。国は短期大学につきましても、これはその後検討していき、切りかえるべきものから、切りかえるべきであるという判断に達した場合にはきりかえていくということでございます。

○高田なほ子君 その切りかえないものはどういうふうになるわけですか。

○政府委員(緒方信一君) それは、短期大学として当分の間存続することでございます。

○高田なほ子君 それは、いつごろまで存続させるのですか。

○政府委員(緒方信一君) これは、当分の間でございますから、期限は切っておりません。

○高田なほ子君 そういたしますと、切りかえる場合に、工業界の、あるいは経済界の要求というものが、この切りかえるときに大きく働いてくるわけですか。国策に沿って専大というものが切りかえられていくということになりますか。

○政府委員(緒方信一君) 国策に沿ってというところ。

○高田なほ子君 もっと説明しますと、たとえば、女子教育のような場合、家庭科のような短大がありますね、音楽も、新聞も。こういうようなものは、現在国にあまり必要がないもの、こういう観点から、工業方面の専科大学というものが重点的に考えられて、その他の文科系の切りかえというものが軽視される。なかならず、私の

質問したおもな理由は、この女子教育がその切りかえの中で非常に軽視される傾向にあるのではないか、こういう意味を持っています。

○政府委員(緒方信一君) 私立の短期大学につきましては、国が、何か国の意図で、ある大学は切りかえたらよろからう、ある大学は切りかえなくてもよろからう、あるいはやめたらよろからうというところは、そういうことは、全然国が指示する限りでございます。これは、各短期大学の判断によって、専科大学に移るものは移る、そうでないものは当分の間存続できるということになるわけでございます。それで、工業関係のものは専科大学になって、女子教育のものは専科大学にはならぬ、そういうことにはならぬと思っております。

女子教育を内容とする短期大学については、専科に移るものは相当あるんじゃないかと私は考えております。

○高田なほ子君 国立の専科大学の場合でも、おのおのの意思でもってそんなに勝手に、希望の通りにいくんですか、そんなことないでしょう。

○政府委員(緒方信一君) 国立大学は、もちろん国の判断によってやるわけでございますから、政府で検討してやるわけですね。具体的には、文部省でよく検討して、転換するものは転換をしたいと考えております。現在の国立の短期大学は、まあ大体工業関係が半分、法経関係等がまあ半分と考えられます。これは、それぞれそういう制度ができました上で検討したいと考えています。

○吉田法晴君 さっき、国は、三十三年四月一日以降短期大学を作ろうと何しよう、国の方針で勝手にやる、民間

間は、短期大学を新設ができぬ、こういうお話、そうしたいと、こういう法文ですね。そういうことが許されますか。教育制度は、これは国立であらうと、あるいは私立であらうと、教育の体系はこうなればならぬ、国立の場合にはこういう体系、私立の場合にはこういう体系、別にやるというふうなことが、私は今の憲法のもとで行われるとは思わない、前の明治憲法の時代においては別であります。それにしても、同じ国立大学で、これは国がやつておるから、実際に水準が高いとか低いとかいうことはあつたでしょう。しかし制度が、国立の場合と公私立の場合とは違つて、こういうことはなかつたと私は思ふんだけれども、そういうことが新憲法下において許されるとお考えになつておるのか。

○政府委員(緒方信一君) それは、お説のように、国立は、その後もどんどん作つていくというふうなことができるとは考えておりません。従いまして、国立としましても、そのあとで新設をはかつていくというところは考えていない次第でございます。

○吉田法晴君 新設は国としても考えておらぬ。しかしまあ、ここに二つの短期大学は作りたい、希望は三月三十一日以前というところですけれども、しかし、今の時点から考えれば、民間は現在あるものだけに限る、新設は許されない。国は、実際にはさういふ二つ、三十三年度中に作りたい、こういうことよりです。文部大臣おられなかつたので何ですか、もう一ぺん繰り返しますけれども、昭和三十三年四月一日以降は、短期大学の設置は認めない、三十三年三月三十一日までに認

可を受けておつた短期大学に限ると、どうも短期大学が漸次専科大学に移ることを希望するというのがありさうだけれども、それを言われるものだから、専科大学と、それから短期大学とが、これは、制度としては二つあるようになる。しかし、短大の新設は認めない。国は現在二つの短期大学を作ろうとしている、こういうことなんです。私は局長に、今の憲法のもとに、国がとる教育の制度は、短期大学を許さない制度、それから、民間には短期大学を新設することを許さないで、専科大学に次第に移していく、こういう二つの違つた教育制度というものが勝手に作り得るのかと、それはそうではなからうというお話だけれども、実際には、国は今、民間には許さない短期大学を二つ作ろうとしている。そして四月一日以降は短期大学の設置を認めない。しかしながら、専科大学とそれから短期大学とは併設される。国の方は、漸次短期大学を専科大学に移していく、こういう気持がある。民間の方には、これは強制はしない、民間の自発的なものにまかせる、こういうことだけれども、しかし、強制をしなければ二つ併置される。制度として、併置されるべき短期大学なら短期大学の設置は許されない、こういうことは、私は許されることではなからうと思ふが、文部大臣はどういう工合に考えられますか。

○国務大臣(松永東君) なるほど、御指摘のように、私立大学には許さないで、国自身が短期大学を作るといふのはおかしいじゃないか、これはまさにその通りでございます。しかし、この今度新たに御審議を願つておる短期大

学は、これはもうお説の通り、久留米と大阪ですが、これは、それぞれ専門学校に転換するという条件付のものな

す。ということになるわけでございます。

国立の場合だから、これは認可じゃないからいいと言われけれども、四月一日から施行するといふのを、もし三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

申はすでに出ているわけです。ですから、認可の關係は、その意味におきま

とです。それは、短期大学というのがあまりに多過ぎるのです。多過ぎるから、どうしてもかつての、昔の蔵前の工業学校、一橋の商業学校、こういうのを作つて――それから出た人がやはり

〇松永忠二君 私の聞いているのはそれではなくて、もしこれが私立だとす

いはらいいと言われけれども、四月一日から施行するといふのを、もし三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

申はすでに出ているわけです。ですから、認可の關係は、その意味におきま

から、短期大学にもいろいろなまだ内容がたぐさんあるから、専門学校程度の学校を作りたい、さりとてその専門学

〇松永忠二君 私の聞いているのはそれではなくて、もしこれが私立だとす

いはらいいと言われけれども、四月一日から施行するといふのを、もし三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

申はすでに出ているわけです。ですから、認可の關係は、その意味におきま

校は、この四月一日から間に合ふ。そこで、まず一応短期大学にしておい

〇松永忠二君 私の聞いているのはそれではなくて、もしこれが私立だとす

いはらいいと言われけれども、四月一日から施行するといふのを、もし三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

申はすでに出ているわけです。ですから、認可の關係は、その意味におきま

て、そして専門学校の法律ができてからそちらに移そうと、そういうのが私

〇松永忠二君 私の聞いているのはそれではなくて、もしこれが私立だとす

いはらいいと言われけれども、四月一日から施行するといふのを、もし三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

申はすでに出ているわけです。ですから、認可の關係は、その意味におきま

どもの考えです。違つたかもしれないが、私の考えはそういうわけでは

〇松永忠二君 私の聞いているのはそれではなくて、もしこれが私立だとす

いはらいいと言われけれども、四月一日から施行するといふのを、もし三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

申はすでに出ているわけです。ですから、認可の關係は、その意味におきま

〇委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〇松永忠二君 湯山委員長から指摘のあつた点ですがね。そういうことがや

四月一日なんぞでございます。国立の久留米の短大も、そのほかのことに御審

議願つていろいろ各事項につきまして、それが出発しますのは三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

〇委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〇松永忠二君 湯山委員長から指摘のあつた点ですがね。そういうことがや

四月一日なんぞでございます。国立の久留米の短大も、そのほかのことに御審

議願つていろいろ各事項につきまして、それが出発しますのは三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

〇委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〇松永忠二君 湯山委員長から指摘のあつた点ですがね。そういうことがや

四月一日なんぞでございます。国立の久留米の短大も、そのほかのことに御審

議願つていろいろ各事項につきまして、それが出発しますのは三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

〇委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〇松永忠二君 湯山委員長から指摘のあつた点ですがね。そういうことがや

四月一日なんぞでございます。国立の久留米の短大も、そのほかのことに御審

議願つていろいろ各事項につきまして、それが出発しますのは三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

〇委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〇松永忠二君 湯山委員長から指摘のあつた点ですがね。そういうことがや

四月一日なんぞでございます。国立の久留米の短大も、そのほかのことに御審

議願つていろいろ各事項につきまして、それが出発しますのは三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

〇委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〇松永忠二君 湯山委員長から指摘のあつた点ですがね。そういうことがや

四月一日なんぞでございます。国立の久留米の短大も、そのほかのことに御審

議願つていろいろ各事項につきまして、それが出発しますのは三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

〇委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〇松永忠二君 湯山委員長から指摘のあつた点ですがね。そういうことがや

四月一日なんぞでございます。国立の久留米の短大も、そのほかのことに御審

議願つていろいろ各事項につきまして、それが出発しますのは三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

〇委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〇松永忠二君 湯山委員長から指摘のあつた点ですがね。そういうことがや

四月一日なんぞでございます。国立の久留米の短大も、そのほかのことに御審

議願つていろいろ各事項につきまして、それが出発しますのは三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

〇委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〇松永忠二君 湯山委員長から指摘のあつた点ですがね。そういうことがや

四月一日なんぞでございます。国立の久留米の短大も、そのほかのことに御審

議願つていろいろ各事項につきまして、それが出発しますのは三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

〇委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

〇松永忠二君 湯山委員長から指摘のあつた点ですがね。そういうことがや

四月一日なんぞでございます。国立の久留米の短大も、そのほかのことに御審

議願つていろいろ各事項につきまして、それが出発しますのは三十三

月三十一日に認可を得て、四月一日から発足するといふふうに成立の場合に

が、久留米の短期大学は二カ年制です
かね。

○政府委員(緒方信一君) 二カ年でございませう。

○大谷實雄君 そうしますと、二カ年というよりなことは、文部大臣のおっしゃった蔵前とか浜松工業とかいうような専門教育が非常に不徹底だと思ふのだが、どういふ事情であるか。これはもうほんとに専科大学を作る以上は、徹底的に役に立つ実力者を養成をするということにおいてこそ意味があると思ふのだが、それは今は二カ年だが、将来は三年にするのだということであるのか。そうであるとするならば、カリキュラム等もそういうことに沿つておやりになるかどうかということをお聞きしておきたい。

○政府委員(緒方信一君) 将来の問題は、先ほどから申し上げます通りでございます。まして、専科大学制度が成立いたしました時にしましては、十分考慮いたします。カリキュラム等につきましては、今から準備をいたしております。

○吉田法晴君 まあ局長が大へん強弁をしておつたけれども、大臣は端的に専科大学にしたいのだという御答弁だつたので、その通りだと思ふ。それを知つてから質問しておつたのだが、なかなか隠そうとしておつたが、正直に出て非常につつこうだと思ふ。そうしますと、私はまあ福岡の選出議員として、久留米工業短期大学ができることは大へん希望いたします。希望いたしますが、しかし、法律の建前として、先ほど申し上げますように、国は勝手に短期大学を作る、しかし、民間は短期大学はもう作らせぬのだ、こ

ういふことは三月三十一日までとは別問題だ。四月一日以降は作らせぬということとはまあやはり無理です。先ほどお尋ねをしたように、ですから、国立学校設置法の一部改正法で久留米工業短期大学なり、あるいは大阪外語短期大学なりお作りになることはつこうだと思ふ。そうすると、これは別の法律の關係になりますけれども、民間についてだけは短期大学を作らせない、こういう方針は今のところやはり御撤回になつて、当然制度としては専科大学、短期大学というものを併置して、そして短期大学から専科大学に移るかどうかというところは、その選択にまかせ、推移にまかせるといふことになれば、これは法律の通りだと思ひます。

○国務大臣(松永東君) その通りでございます。

○吉田法晴君 その通りにして下さるのですか。

○国務大臣(松永東君) それはその通りでございます。

○政府委員(緒方信一君) ちょっと補足申し上げますが、認可は今度の三十二年四月一日以降に受ける、学校の開設は三十二年四月一日以降になるようなことがある、こういうことでございませう。

○吉田法晴君 それは答弁の補足じゃない、まるつきり逆なことを言つておられる。大臣は、制度としては三十二年四月以降も、これは当分の間ということだけけれども、短期大学とそれから専科大学というものが併置されるような方針をおとりになることが当然ではないかと申し上げたところが、その通りだと、こらおっしゃる。その通りだといふならば、これは別の法律の話に

なるけれども、「昭和三十三年三月三十一日まで」にその認可を受けた場合に「限る」といふこの百九条の修正案は、これはお取りにならないければ筋が通りません。

○国務大臣(松永東君) 吉田さんのお説、よくわかりました。私勘違いしておつたかも知れませんが、しかし、これはいろいろの見方があります。もう二年制の短期大学、これは内容がもう少し充実せぬといふと、実際二年の短期大学があんたたくさんあつてもこれは困るものだと実は思つておる。ですから、もう少し内容の充実をはしと思つておる。従つて大学がいかに多過ぎますから、もうこのくらいな程度で、大学はこの三十一日まで、新たな二年の短期大学は新しい認可はしないようにして、そしてその後は、先ほど来申し上げたような専門学校程度の大学に内容を充実して、そして私立の学校でも経営を成り立つようにしてもらいたいといふのが私の希望なのでございませう。

○吉田法晴君 これは論議になります。その短期大学の制度を検討して、そしてそのもとで充実したものにしたいという御意見、これはまあ相当ほかにもありになるだらうと思ふ。ところが、短期大学制度をやめてしまつて、そして全部専科大学にしてしまつていふ方針は、文部省としては確定しておられないわけですね。

○国務大臣(松永東君) してございませう。

○吉田法晴君 それは、たとえば短期大学を今やつておる私立大学關係について、もう一挙に全部切りかえてしまふことには反対である。特に

さつき緒方さんからお話がありました。女子については、全部短期大学を専科大学にしてしまふ、こらいうことは少しやほり早計でしよう。それからあるいは、いわゆる経済界の中にも必ずしも意見が一致しているわけでもない。文部省でもそうですが、日本の世論として短期大学を全部専科にしてしまふという結論は出ておらぬ。そうすると、これは専科大学にしたいという希望もある、あるいは専科大学にするものもあるだらうけれども、短期大学と専科大学とははらう併置をして推移を見ろといふのが文部省の決定です。そうすると、法の建前として、これは別の法律になるけれども、学校教育法等の一部改正法で、専科大学を三十四年四月一日以降作る、今までの短期大学もある、こらいう制度にされたんだけれども、もう一つ、民間については昭和三十三年四月一日以降短期大学を作ることができぬと、こらいう条文が一つある。ところが、今ここに国は昭和三十三年三月三十一日に二つの短期大学を作りたい——三十一日認可、四月一日発足ですが——作りたい、そうすると、民間には短期大学を作ることは許さない、法の建前として許さない、国は作る、こらいうことは、先ほど申し上げたように、憲法の建前からこれはできない。これは営業の自由ではございませうが、学校を作ることに、国は勝手に短期大学を作るけれども、民間は作ることができない、こらいうことは憲法の建前として許せない。それは今は短期大学を作ることとは好ましくないと言われる。それは大学設置審議会等もあつて、事実上これから短期大学を作るといふことを押える

手はあります。ありますけれども、法律の建前に、民間は短期大学をこれから作ることはならぬ、国は作る、こらういふ建前はとれません。従つて、これは学校教育法等の一部改正案で、別の法律だけれども、事実関係をしておるわけです。この今の国立学校設置法とそれから学校教育法等の一部改正といふのは関連をしておる。それから短期大学を今二つ作るということも、これは実際は両方に関連をしておる、さつきあなたが言われたように、そうすると、二つの学校を作るといふならば、道としては、法律としては百九条の一項につけ加へるといふのをやめて、あと運営でいられるなら、大学設置審議会等で審議していかれるならば、これは許せるのです。建前として、民間は許せない、国は作る、これは私は許せるところではないと思ふ。もう一ぺん御相談を願つてつこうです。それけれども、良識のある文部大臣の責任のある御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(松永東君) これは吉田さんのお説であります。要するに、民間も政府も差別待遇をしてるんじゃないのです。民間で昭和三十三年三月三十一日までに認可を受けておるものも四月一日から実施するわけなんです。ところが、国が今度御審議を願つておる久留米とか、あるいは大阪の短大も四月一日から実施に移るわけなんです。ただ問題は、国も私立もこれ以上には短大は作らない、こらいうことにしたい。それは私が申し上げるより皆さん御承知の通り四百九十九大が学がありまして、そのうちに短大が相当の数を占めておりますが、しかし、

○吉田法晴君 それは、たとえば短期大学を今やつておる私立大学關係について、もう一挙に全部切りかえてしまふことには反対である。特に

○国務大臣(松永東君) してございませう。

○吉田法晴君 それは、たとえば短期大学を今やつておる私立大学關係について、もう一挙に全部切りかえてしまふことには反対である。特に

です。

点はお説みになったかもしれませんが、「科学」という雑誌の三月号に茅東大総長が、「科学技術予算」という感想文のようなものを書いておられるのです。これは資料として配られたのですが、この中にもその点を非常に特筆強調しておられるのです。ちょっと読んでみますと、「したがって学部学科をこれ以上新設して現在以上の分散化を防ぐ一方、有力な大学の有力な学科を拡充強化して特徴ある大学を作っていくことが必要であり」というようなこと、それからさらに、今度学部だとか、学科だとか講座等が数多く新設はされておられるけれども、その「内容は講座の転換等が主であって、名目ばかりで内容の伴わないものがほとんど大部分である」というようなことが書いてある。そうして結論として「研究者に十分な能力を発揮できる場所を与えてこそ始めて科学技術は高まってくる。優秀な研究者の大多数を持つていて、科学技術が高まってくるのは誰にも考えられないことである」というように、とにかく既存のものの充実ということをおろそかにして、そうしてやたらに新しいものを作っている、そうして形だけできればそれでいい立ちどころに科学技術教育が振興し、そうして優秀な技術者ができるものだという一貫した主張をしておられるのですが、そういう趣旨からいっても、短大というのはそれほど高度の技術者をねらっているのではないとおっしゃるかも知れぬけれども、しかし、これは趣旨はもう当てはまると思ふ。だから、やはりこれは学校教育法の改正案が出ておるの

ですから、この国立学校設置法の改正案も学校教育法の改正案とこれは一体なものとして考えるべきであって、そつちが制度の問題だから別だ、こつちがこつちでとにかく具体的な問題だから一刻もすみやかにということとはどうも一貫をしないと思ふ。それからわれわれの立場から言わせれば、文部省のやり方はあまり勝手過ぎるのではないかと、いさように私は思ふのですが、その点いかがですか。

○政府委員(緒方信一君) 科学技術の振興のために既存の内容を充実していく、既設の内容を充実していく、これが大事であることは申し上げるまでもございせんけれども、しかし一面、一つは新しい学問の分野を開けるものに対応いたしまして、新しい学部、学科を作っていくことも必要でございませう。それからもう一つは、技術者の養成の問題でございませうけれども、現在わが国で産業界におきまして、技術者が非常に足りないという現実が目の前に出ております。これは前にも申し上げたこともありますが、これは前にも、昨年の四月の就職状況を調べてみましても、求人側から申しまして、理工系の卒業生を求めておつて、しかも得られなかつた数が四千名ということでございます。それから文部省におきまして新経済五カ年計画に対応いたしまして計算してみますと、この五カ年計画の最終年度であります昭和三十七年に技術者の不足が八千名というように計算をしております。これをなるべく急速に充足していかなければならぬことは、これは大きな問題でありまして、これを充足しますために、来年度の計画をいたしましては、あ

るいは既存の学部、学科を充実しまして、その中に学生数をふやすというところを一つ考えております。で、久留米工業短期大学の設置もその一環として考えておる次第であります。先ほど申し上げましたように、幸い前の学校の施設、設備が残つておりますので、それを活用しまして、中堅技術者を養成していきたいという念願でございませう。今、ただしかし、短期大学制度については、すでに制度問題として検討をされておるところだから、それを持つたらいよいよないかという御意見がございました。これは御意見でございませうけれども、私どもとしては、先ほどから申しますように、技術者の養成ということが緊急の国の要請でございませうから、一年でも早くこれに着手することが必要だと考えるわけでございませう。申し上げるまでもなく、これは学校でありますから、入れてすぐその養成ができるわけじゃございませう。短期大学にいたしましては、二年先に初めて卒業生ができるわけでございませうので、願わくば三十三年度にこれを新設しまして、少しでも技術者の不足というのに対して充足をはかつていきたい、こういう強い願いからこつちの計画を立てておる次第でございませう。

○秋山長造君 それからもう一つ、やはり今の学校教育法等の一部改正の中で国立学校設置法の一部改正が行われております。授業料の免除の規定その他ですが、同じ国会に国立学校設置法の一部改正という法律案が出ておるが、その国立学校設置法の一部改正の中には入れないで、別個な法律で国立学校設置法の一部改正をやると

いうようなやり方、これはどうして国立学校設置法の方で一部改正をやらなかつたのですか。

○政府委員(緒方信一君) これは経緯を率直に申し上げますと、従来国立学校の授業料減免につきましては、学校教育法の規定に基きまして、具体的には文部省令で定めておまして、学校教育法施行規則で定めておつたのでございませう。ところが、授業料の減免、つまり国の債権の減免の問題でございませうので、これは財政法あるいはいわゆる債権管理法等の精神から申しまして、やはり法律事項にしなければならぬというところでございませう。そのために法律に規定する措置をとつたのが今御指摘になりました点でありませう。私どもこれは率直に申し上げます。最初、現在の規定が学校教育法にございませうので、学校教育法に規定するつもりでございましたので、国立学校だけの問題でございませうので、やはり国立学校設置法を改正することが筋であるという政府内部の見解になりました結果、別の場所国立学校の設置法の改正を行つて、こつちの経緯になつたのであります。仰せの通りでございませう。初めから今御審議願つております国立学校設置法の中で改正いたしたならば、その方が筋が通ると存じます。しかし、今申しましたような経緯で、学校教育法の検討から始まりまして、国立学校設置法の改正を別に考へざるを得なかつた、こつちの経緯でございませう。

○秋山長造君 そつちをいまして、大体は国立学校設置法の一部改正でやるべきことなんだけれども、時期的におくられて、国立学校設置法の一部改正が出たあとで、この学校教育法等の一部改正というものが出てきたために、時期的に間に合わないから学校設置法の一部改正をやつた、こつちのことです。

○政府委員(緒方信一君) そつちの経緯であります。

○秋山長造君 そつちが、どうもこの授業料の免除なんかというところも、何も国立学校設置法が二月三日に出てしまつてから、そのあとでばたばたと出てきた問題じゃなくて、前から授業料の免除規定というところは問題になつていたと思ふのです。だから、さつきの大学設置審議会ですか、これの答申等があとさきになつた点も同じことですが、非常に何か短大の問題というものが、こつち特殊な問題として特殊な事情のもとに入つてきたたような印象を非常に受けるのですが、非常に不明朗な感じがするところ、こつちと語弊があるかも知れぬけれども、今後は一つこつちの不便なことをやらぬようにしてもらいたいです。

○政府委員(緒方信一君) 今後の取扱ひにつきましては、十分注意をいたしたいと思ひます。今のお話の、短期大学の設置にいたしましては、決して私ども別の気持があるわけではございませう。誠心誠意、先ほどから御説明いたしまして通りに考えているわけでございませう。別、別の気持があるわけじゃございませうから、その点は御了承をいたしたいと存じます。

○秋山長造君 それからもう一点、大阪大学に設けられる蛋白質研究所の問題に関連してお尋ねしたいのですが、

共同利用の研究です。この共同利用の研究が、その他にも、京都大学の基礎物理学研究所、それから東京大学にも幾つかあったと思うのですが、宇宙線観測所、原子核研究所というのがありました。この共同利用の研究の運営というものが、これは円滑にいていないという話をきいて聞かされたのですが、これは円滑にいていない、やはりその共同利用の研究所ではあるが、しかし、特定の大学に付設されているために、どうしてもその学校の独占物みたいな、ひとり占めのような格好になってしまつて、さらに運営上非常にまずい点が出てくるのじゃないかと思うのですが、その実情を文部省の方はどのように把握されて、そして何とかもう少し、たとえ関係者を集めての運営委員会でも設けて、そして名前通り共同利用の実質を備えるようにやってみようという考えはないのかどうか、お尋ねしたい。

○政府委員(緒方信一君) 共同利用の研究が従来四つございます。今度新しく蛋白質研究所も共同利用研究所として設置したい考えであります。これは共同利用というものは、大きな実験装置等をあちこちにやるわけにはいきません。それから財政的にも、どこか一方所に固めて設置しまして、そして関係の研究がそこに集まつて実験等を行なつた方が効果的であるという関係もございまして、共同利用の制度を作つたのでございます。実験装置のみならず、なるべく同じ研究所で全国の研究者が共同の研究をした方が研究の効率上よろしいというものに限つて共同利用の研究にいたしてゐるわ

けであります。この運営につきまして、これは現在ございます四つのものを、それぞれ特色がございますから、一律には申し上げかねますけれども、中には非常にうまくいっているものもあると思ひます。しかし、問題点はないというところもあると思ひます。たとえば今御指摘になりましたような、その付置された大学とそれ以外の大学の研究者との関係、これらにつきましても、なかなかデリケートな問題がございまして、要は運営の方法を円滑にやるといふことでございまして、けれども、なお、これは検討すべきものも残つてゐるかと存じます。あるいはまた研究費等につきましてもなお予算を増額していく上に問題もあるかと存じます。他の大学からそこに参りまして研究をするわけにございまして、そのために特殊な研究費等も必要でございまして、現在もそれは組んでおりますけれども、なおこれを増額するといふようなことも必要であらうかと考えております。これらの問題を打開しますためには私の方でも国立大学附置研究所協議会というものを持っております。これは関係の各国立大学からの教授に主として集まつていただきまして、いろいろな問題を協議検討する機関にいたしております。これらに諮りまして、なるべく円滑な運営をはかりまして、共同利用の目的を達成しますように今後努力していきたい、かように考えます。

○秋山長造君 その国立大学附置研究所協議会というものは、これは大体それぞれの大学の単独利用の、それぞれの大学に付置されている研究所の協議会なんです、共同利用の研究についてその共同利用といふことを名実ともにうまくやつていくための協議会じゃないかと思うのです。たとえば予算の関係なんかにしても大阪大学に付置されればやはり共同利用ではあるが、予算の関係なんかはやはり大阪大学でおやりになるのでしょうか。だから、そうなりますからどうしても共同利用も単独利用も実態は違ふことになると思ひます。すよ、そこにやはり共同利用の研究の運営のむすかしが私にあると思ひますが、先ほど局長もおつしやつたように、たとえば京大の湯川さんの研究所ですね、ああいうところは割合共同利用といふことがうまく行われておるといふ話ですが、ところがまあ大体それぐらいなこと、その他の共同利用の研究所といふのは皆その付置されておる大学の単独の研究に実態はなつてしまつたやうな、他の大学等が研究するといつてもこの実際の運用の上でも、また気持ちの上でもうまくいってないやうですね。この共同利用のあちこちの大学の先生からさういふ不平をいふん聞かされたのですが、これはその通りだといふことは私も断言はできませんけれども、うまくいっていないといふことは、これはどうも断定していいですね。さつき私が言いましたように、それは各国立大学の附置研究所協議会という全国的なものもそれはそれとして意味があるでしょうけれども、一つ一つの、わずか四つか五つの共同研究所ですから、それぞれについて何か関係者で運営委員会のようなものを作られて、それで予算なんかの扱いもその運営委員会がほんとに共同利用という立場に立つて予算なんかのあはれいをするといふやうな制度を考

えられた方がいいのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(緒方信一君) まあ、うまくいっていないという御断定であります。が、私先ほど申し上げたように幾つかありまして、その中には非常にうまくいっているという評判のものも私はあると思ひます。まあ、学者の個々の意見はいろいろあるかと思ひますけれども、問題点は数点なお残つておること、先ほど申し上げました通りでございすけれども、私は大体としてはうまくいっていると言つていいのじゃないかと思ひます。それから、附置研究所協議会は一般的なものでありますから、共同利用の方法等につきましてもこの協議会で一般問題としても十分検討する必要があるかと存じます。今後私どもその協議会にもさういふ問題を諮りまして、学者方の御意見も十分徴したいと存じます。それから、各研究所には大体運営のための委員会は私にはあると存じますけれども、なおこれを御意見もありますので、検討してみたいと存じます。

○秋山長造君 きようは間に合ひませんけれども、どうせ今度専科大学の問題をやるにしても、大学の問題を、特に研究機関とか、それから研究費の問題なんかについては私はもう少し聞いてみたいと思ひますので、各共同利用の研究所の今の運営規則みたいなものがあると思ひます。運営規定といふのですか、さういふものを一つ資料として出していただきたい。今からお願ひしておきます。

それからもう一つは、大臣も見えましたが局長と両方にお尋ねするので、今、関西研究用原子炉ですね、あの関西研究用原子炉の問題がどうもはつきりしないやうですが、これなんかもやはりそもそものを言えばそれはそれぞれの予定した地元の下解がなかなかつかないといふこともあるのでしょが、その底には京都大学と大阪大学との間でやはり従来の共同利用研究所なんかの運営のいきさつにかんがみて両方引つぱり合ひしているやうな事情があるのじゃないかといふことを私に聞かされたので、その点と、それから大阪関西研究用原子炉といふのは三十二年度に一億円予算を組んでゐる。それから施設費だとか、汚染防除装置ですか、両方で一億三千五百万円の予算が組まれているのです。にもかからずいまだにきまらない。しかも三十三年度も一億円の予算が組まれている。しかも、今度の国立学校設置法の一部改正で当然関西研究用原子炉の規定がこの表の中にこれは入つてこなきやならぬはずにもかからず、まだそこまですらない。これらのいきさつをこの機会にお尋ねしたい。なお、一体それほど予算だけは先回りをして、そして原子炉の設置がちゃんとできまらぬのです。一体これはどうでもどうでも文部省としてぜひ必要なものだ、だからぜひやるのだといふお気持ちなのかどうか。今後の方針も合せてお伺ひしたい。

○政府委員(緒方信一君) 研究用原子炉の問題につきましては、今御指摘の通り設置の実現がおくれております。これは初め関係の大学が集まりましていろいろ検討いたしました共同利用の施設として作りたい、しかもその設置場所は関西にしたいといふことを取りきめまして、このことを原子力委

員会にも十分連絡をいたしまして、その確認を得ましてそしてそれを文部省で進めるといふ決定になつて今日まで至つてゐる次第でございます。それで、今日までおくれれております理由は、設置場所の問題でございます。お話しもございましたけれども、関西で作るといふと、京都大学と大阪大学がどうしても中心になります。両大学を中心にして、そして全国の関係の学者等に入つてもらひまして設置準備委員会を作つております。なお、それから、方針をいたしましては、京都大学の設置研究施設として作るということもござつておる次第でございます。それで、今の設置準備委員会を作りまして、主として大阪と京都とが中心になりまして、今日まで進めておる次第でございますが、設置場所につきまして、地元との協力が十分に得られないという関係で、今日まで延びてゐる次第であります。初めその設置準備委員会で決定いたしました場所は宇治でございます。宇治に以前の火薬廠跡がございまして、そこを利用する予定にいたしましたけれども、そしていろいろ学問的にも検討いたしまして、放射能による障害の防除も十分できるという結論を得たわけでございますけれども、ちやうどあそこが宇治川の近くにありますが、そのために宇治川に上水道の水源を求めております大阪の市を中心としてしまして、川下の方で反対が起りました。そのためにそこに設置することを強行することはどうしてもできない事態になつたわけでありまして、これは今申し上げましたように、学問的には十分その危険を防止することができるといふ結論でございました。

けれども、そういう何と申しますか、地元の人たちの心理的な不安というものはこれは実際問題としては無視できませんので、一応宇治設置という決定はこれを取り消しにいたしました。そして新しい候補地の選定にかかつてゐる次第でございます。新しい候補地をいたしましては、あそこの高槻市の地内を一応候補地として考えておるわけでございますけれども、やはりその地元の住民の方で相当不安がございまして、進捗がなかなかむずかしい状態でありまして、そういうことでありますので、実は大阪府におきまして大阪府の議会を中心として、原子力平和利用の委員会ができておまして、そこがあとに乗り出して参りまして、何とか適地を探そうということになつてゐる次第でございます。地元の納得も十分得まして、その上で設置したいということ、今の大阪府の小委員会におきまして、今お骨折り願つてゐる段階でございます。御指摘のように、予算は三十二年度つきましてけれども、そういう事情で設置場所がきまらず、三十三年度の予算としてこれを繰り越して使用する予算を今計上してゐる次第でございます。

それからもう一つ、最後に御発言がございましたのは、関西研究用原子炉といたしましては、ぜひ実現したい、いろいろむずかしい問題もございまして、関係方面の協力を得ましてぜひ実現をしたいというふうに考へております。

○秋山長造君 この問題について、準備委員会に入つておる学者の間に意見の一致といふか、思想統一といふ

ますか、そういうものが十分にできていないんじゃないかという疑問を持つておられたでしょう、その湯川博士がやめたわけですね。やめたあとが一体どうなつておるのか。どうもただいまの局長の御発言では、文部省として国としてやるのだということですが、実際の事の運びはもうこの準備委員会の方へまかせきりになつて、しかもその準備委員会の中では湯川さんがやめられたり、京大側と阪大側とでうまくしつくりいかない点があつたりして、どうも宙ぶらりんのような形になつておるんじゃないかと思ふのです。文部省がやるならやると、もう少し文部省が乗り出してきつたところとをやられたらどうですか。地元の方ばかりが委員会を作つてやるというところ、その交渉相手は文部省なんですが、そこらの点はどうですか。

○政府委員(緒方信一君) 何しろこれは新しい学問の分野でございますし、原子炉を新しく作るという問題でありまして、いろいろな意見があることは避け得ないと思ひます。そこで、設置準備委員の中でもそれはいろいろと技術的な意見がございまして、それをいろいろ検討して参つたのはこれも事実でございます。しかし、現在準備委員会の中で意見が分れてゐるという点もございせん。湯川博士は初め委員長をやつておられましたが、これは健康の理由でやめられました。そのあと現在は京都大学の岡田教授がこの準備委員会の委員長になつております。文部省といひましたも、これには十分力を入れなければならぬので、私も決してなおざりにいたしてゐるわけじゃございせん。その準備委員会の事実上の開催や推進等につきましては、私も中に入りまして力を尽してゐるつもりでございますけれども、しかし今後におきましてもお一段と努力をしたいと存じます。

○秋山長造君 もうちょっとでやめますが、高槻の今の候補地というのは、大体そこできまりそうなんです。どうですか。

○政府委員(緒方信一君) ちょっと私といたしまして、きまりそうだとこで申し上げられる段階でございます。まだ地元といたしましては、十分納得を得たといふことを申し上げられような段階じゃないと思ひます。なお、大阪府のあつせん等も期待いたしておられますけれども、なるべく意見のまとまることを今やつてゐる状態でございます。

○秋山長造君 その難点は、どういふ点が難点になつてゐるのですか。やはり放射能に対する危険をどう防止するかという点でございますか。

○政府委員(緒方信一君) そうでございます。その点に対する不安でございます。

○秋山長造君 どうもそれらの点が、たとへば東海のある原子炉ですね。東海村のあそこなんかは、まあいろいろいきさつはあつたけれども、とにかく早くきまつておんやられておるのですが、関西の場合は非常にどうも持つて回らばつかりでちつともきまらなで、東海村の原子炉については、できたあとでまたいろいろ学者によつては問題が提起されておる点もあつたが、それらの点が一そこの関西の原子炉の設置問題をむずかしくして

おる向きもあるかもしれない。で、やはり何じやないですか、地元に対する納得という点について、どうも準備委員会の内部のいろいろな問題があつて、そして地元に対する働きかけなり説得なり、あるいは広い啓蒙、あるいは了解工作というふうなものが非常におろそかにされておるんじゃないかというふうに聞かれますが、大体文部大臣なり局長なりが現地へ行つて、そして原子炉の設置場所を決定するためにいろいろ努力されたことがあつたのか。

○政府委員(緒方信一君) 私どももたびたび行つております。まあ主として中心は京都大学でございますから、京都大学に關係の学者が集まつて協議すること、これを例としておられますけれども、私もたびたび参りまして、推進をはかつてゐるつもりでございます。それは、説得の問題でございますけれども、これはやはり学問的な問題でございます。これは、やはり学者先生にお願いすることが一番必要でございます。ただ、非常に打ち割つた話でございますけれども、やはり学者のお話というものは非常に良心的になさいますので、それがかえつて地元の人々に不安を与えておる場合もある。なお、絶対に大丈夫かという質問に對しまして、その絶対という言葉はなかなか学者としては使えないというふうな關係もあつたてゐまして、その辺は非常に良心的に進められておるわけでございます。しかし、今後とも一つこれは強力に推進しなければならぬと思つております。なお、その放射能の安全性、原子炉の安全性の問題につきましては、学

術會議等の意見も現在お聞きしておるような状態でございまして、そういうような意見も早く求めまして、そうしてすみやかに地元が納得のいくように私どもは努めていきたいと思ひます。

○秋山長造君 大体昨年度原子炉の購入費、それからその他関係の費用全部で二億三千五百万円からの予算を組み、さらにまた三十三年度一億円からの予算を組んで、そうしてしかもその今回の大学設置法、この国立学校設置法の、この研究機関の表の中にその名前のぞかれないというのは、大体どちが悪いのか知らないが、まことに不細工な話だと思ふのです。それで、今度はいつになるのですか、原子炉設置についての法律改正というものは来年になつてしまふのじゃないかと思うのです。そんなことだつたら予算なんかそのとき組むことにしておいて、この緊急な大学の研究費でもふやすとか、何かそつちの方に使つておいて、そうしてその話ができていよいよよきまつたときにあつたためて法律改正と同時にその裏づけとして予算を組むぐらゐでも間に合ふのじゃないですか。

○國務大臣(松永東君) どの段階で法律改正をするかという問題でございしますが、やはり準備段階がありますので、予算は三十三年度に計上いたしてあります。法律改正は三十四年度になるかと存じます。三十三年度にできまじうならば、その設置場所がきまじうしたならば、そこに準備を進めまして、そうして三十四年度に正式に法律改正をしてその研究施設を認めていく、かやうにいたしたいと思ひます。

○秋山長造君 それで何ですが、さつきの原子炉購入費の一億円は繰り越したつておられますね。それから施設費や汚染防除装置の経費も、これもやつぱり繰り越したつておられるのですか、現在。

○政府委員(緒方信一君) 施設費は国立文教施設費の中に入つて、そこで一括してそのワクの中でやることになつておりますから、昨年度の方は昨年度分といたしまして、三十三年分はやはり三十三年度の国立文教施設のワク内で予定をいたしてあります。

○竹中勝男君 重要な問題に秋山君の問題は触れてきておるのですが、これは直接に今の設置法とは関係がないやうです。これは学校教育法のところで大学の研究、ことに今の原子炉の研究の施設のこと、これは私も地元で宇治の人から、いろいろあの当時も行ったりのことがあつたのですが、何せやつぱりこの一般のPR活動は全然ないのです。お茶が全部もろだめになるとか何とか、宇治のお茶までだめになるといふようなことを本気で信じている人も多々あります。これはやつぱり一つは政治的な問題もありまじうし、それから緒方局長が協力されたこともよく知つておりますけれども、何せ大学だけではやれない。とかく大きな政治問題もからんでおりますし、今こゝう問題を論じたいですけれども、これは学校教育法で、大学の研究その他の日本の研究行政あるいは學術行政に關しては、私もやりたと思つております。私、議事進行に關して、大体この設置法の問題点というものはつきりしてきまして、専科大学ということが前提になつておる、まあ日本の三本立の大学の行き方がいかどうかといふやうな点について、非常に疑問を

持つておるわけなのですが、しかし形式的にはそれには関係がない法案です。からして、一つこゝらで質疑を終了したかどうかと思ひます。(賛成)と呼ぶ者あり)

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記とめて下さい。

○委員長(湯山勇君) ちよつと速記とめて下さい。

○秋山長造君 文部大臣にお尋ねしますが、関西研究用原子炉の場所は大体いつごろまでにきめるといふ御方針なのか。

○國務大臣(松永東君) これは去年から急々にきめたいと思つて、いろいろ折衝もやつておつたのです。ところが、お聞きの通り、問題は一番初めは何でも宇治でしかた、宇治でやることになつておつた。ところが下流が、やはり今もこれもお聞きの通り、大へんその弊害を下流に及ぼすといふので大きな波紋を描いてやつて、それで私は行きませんが、向うから上京せられた政治家諸君ともいろいろ話して、その地方々々の実情も承わり、反対の聲も聞いておつたのです。ところが、肝心のこちがしろろとだものだから、そんな弊害があるのかないのかといふことも全然わかりません。しかし、事実その原子力というものの波及するところがきつて大きいといふことは、私はもう知つておりますので、従つてどうもそんなことを言はずにこゝろしてくれぬかといふことも言えない。そうしてや宇治だ、高槻だといふふりに移つてきたわけですが、それと同時に、やはりこれは何といひますか、大

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○國務大臣(松永東君) さやうでございします。

○吉田法晴君 そうしますと、学校教育法の一部改正法の中にあります短期大学を専科大学に切りかえていきたい、従つて短期大学の設立認可は三十三年三月三十一日までに限る、こゝういふことをここで承認を求めめるものではない、別の法律の關係になりますけれども、短期大学制度なり、あるいは専科大学を設けることにするかどうかといふことは、これは学校教育法の百九条の改正を含めて今後の論議に待つ、あるいは百九条の修正については第一項にただし書きをつけることを削除することを含んで検討をする、こゝういふ

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○國務大臣(松永東君) さやうでございします。

○吉田法晴君 そうしますと、学校教育法の一部改正法の中にあります短期大学を専科大学に切りかえていきたい、従つて短期大学の設立認可は三十三年三月三十一日までに限る、こゝういふことをここで承認を求めめるものではない、別の法律の關係になりますけれども、短期大学制度なり、あるいは専科大学を設けることにするかどうかといふことは、これは学校教育法の百九条の改正を含めて今後の論議に待つ、あるいは百九条の修正については第一項にただし書きをつけることを削除することを含んで検討をする、こゝういふ

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○國務大臣(松永東君) お答えいたします。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○國務大臣(松永東君) さやうでございします。

○吉田法晴君 そうしますと、学校教育法の一部改正法の中にあります短期大学を専科大学に切りかえていきたい、従つて短期大学の設立認可は三十三年三月三十一日までに限る、こゝういふことをここで承認を求めめるものではない、別の法律の關係になりますけれども、短期大学制度なり、あるいは専科大学を設けることにするかどうかといふことは、これは学校教育法の百九条の改正を含めて今後の論議に待つ、あるいは百九条の修正については第一項にただし書きをつけることを削除することを含んで検討をする、こゝういふ

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○國務大臣(松永東君) お答えいたします。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○委員長(湯山勇君) 速記をとめて。

○國務大臣(松永東君) さやうでございします。

○吉田法晴君 そうしますと、学校教育法の一部改正法の中にあります短期大学を専科大学に切りかえていきたい、従つて短期大学の設立認可は三十三年三月三十一日までに限る、こゝういふことをここで承認を求めめるものではない、別の法律の關係になりますけれども、短期大学制度なり、あるいは専科大学を設けることにするかどうかといふことは、これは学校教育法の百九条の改正を含めて今後の論議に待つ、あるいは百九条の修正については第一項にただし書きをつけることを削除することを含んで検討をする、こゝういふ

〔賛成者挙手〕

○委員長(湯山勇君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百条により本会議における口頭報告の内容並びに第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(湯山勇君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたします。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次、御署名願います。

多数意見者署名

竹中 勝男	常岡 一郎
吉田 法晴	秋山 長造
三浦 義男	大和 与一
松岡 平市	林屋亀次郎
林田 正治	川村 松助
松永 忠二	野本 品吉
吉江 勝保	

○委員長(湯山勇君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

昭和三十三年四月四日印刷

昭和三十三年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局